【平成13年11月9日 法律第117号】

（改正後）

第五十三条　削除

（改正前）

第五十三条　証券会社は、特定取引（証券会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他内閣府令で定める取引をいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、内閣総理大臣の認可を受けて内閣府令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。

一　取引所有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二　前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

②　前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他内閣府令で定める財産について、商法第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六までの規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより時価を付さなければならない。

③　第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引のうち内閣府令で定めるもので営業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業年度終了の時において決済したものとみなして、当該営業年度の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失とすることを相当とする額は、内閣府令で定めるところにより算定するものとする。

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第五十三条　証券会社は、特定取引（証券会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他内閣府令で定める取引をいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、内閣総理大臣の認可を受けて内閣府令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。

一　取引所有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二　前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

②　前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他内閣府令で定める財産について、商法第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六までの規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより時価を付さなければならない。

③　第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引のうち内閣府令で定めるもので営業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業年度終了の時において決済したものとみなして、当該営業年度の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失とすることを相当とする額は、内閣府令で定めるところにより算定するものとする。

（改正前）

第五十三条　証券会社は、特定取引（証券会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他総理府令・大蔵省令で定める取引をいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、金融再生委員会の認可を受けて、総理府令・大蔵省令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。

一　取引所有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二　前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

②　前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他総理府令・大蔵省令で定める財産について、商法第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六までの規定にかかわらず、総理府令・大蔵省令で定めるところにより時価を付さなければならない。

③　第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引のうち総理府令・大蔵省令で定めるもので営業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業年度終了の時において決済したものとみなして、当該営業年度の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失とすることを相当とする額は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】

（改正後）

第五十三条　証券会社は、特定取引（証券会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他総理府令・大蔵省令で定める取引をいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、金融再生委員会の認可を受けて、総理府令・大蔵省令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。

一　取引所有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二　前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

②　前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他総理府令・大蔵省令で定める財産について、商法第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六までの規定にかかわらず、総理府令・大蔵省令で定めるところにより時価を付さなければならない。

③　第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引のうち総理府令・大蔵省令で定めるもので営業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業年度終了の時において決済したものとみなして、当該営業年度の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失とすることを相当とする額　は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。

（④　削除）

（改正前）

第五十三条　証券会社は、特定取引（証券会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他総理府令・大蔵省令で定める取引をいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、金融再生委員会の認可を受けて、総理府令・大蔵省令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。

一　取引所有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二　前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

②　前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他総理府令・大蔵省令で定める財産について、商法第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六までの規定にかかわらず、総理府令・大蔵省令で定めるところにより時価を付さなければならない。

③　第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引のうち総理府令・大蔵省令で定めるもので営業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業年度終了の時において決済したものとみなして、当該営業年度の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失とすることを相当とする額（次項において「利益相当額」又は「損失相当額」という。）は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。

④　第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社において、第二項の評価換えによる利益の額と前項の算定による利益相当額との合計額が第二項の評価換えによる損失の額と前項の算定による損失相当額との合計額を超える場合には、当該証券会社に対する商法第二百四条ノ三ノ二（同法第二百四条ノ五において準用する場合を含む。）、第二百十条ノ二、第二百十条ノ四、第二百十二条ノ二、第二百九十条、第二百九十三条ノ五及び株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条の規定の適用については、これらの規定中「純資産額」とあるのは「純資産額（評価利益額（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十三条第二項ノ評価換ニ因ル利益ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル利益相当額ノ合計額ヨリ同条第二項ノ評価換ニ因ル損失ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル損失相当額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ謂フ）ガアルトキハ之ヲ控除シタル額）」と、商法第二百十条ノ四第二項、第二百十二条ノ二第六項及び第二百九十三条ノ五第五項中「同項ノ合計額」とあるのは「第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額」とする。

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第五十三条　証券会社は、特定取引（証券会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他総理府令・大蔵省令で定める取引をいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、金融再生委員会の認可を受けて、総理府令・大蔵省令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。

一　取引所有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二　前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

（改正前）

第五十三条　証券会社は、特定取引（証券会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他総理府令・大蔵省令で定める取引をいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、内閣総理大臣の認可を受けて、総理府令・大蔵省令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。

一　取引所有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二　前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】 （編者注：実質ベースで書き換え）

（改正後）

第五十三条　証券会社は、特定取引（証券会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他総理府令・大蔵省令で定める取引をいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、内閣総理大臣の認可を受けて、総理府令・大蔵省令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。

一　取引所有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二　前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

②　前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他総理府令・大蔵省令で定める財産について、商法第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六までの規定にかかわらず、総理府令・大蔵省令で定めるところにより時価を付さなければならない。

③　第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引のうち総理府令・大蔵省令で定めるもので営業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業年度終了の時において決済したものとみなして、当該営業年度の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失とすることを相当とする額（次項において「利益相当額」又は「損失相当額」という。）は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。

④　第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社において、第二項の評価換えによる利益の額と前項の算定による利益相当額との合計額が第二項の評価換えによる損失の額と前項の算定による損失相当額との合計額を超える場合には、当該証券会社に対する商法第二百四条ノ三ノ二（同法第二百四条ノ五において準用する場合を含む。）、第二百十条ノ二、第二百十条ノ四、第二百十二条ノ二、第二百九十条、第二百九十三条ノ五及び株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条の規定の適用については、これらの規定中「純資産額」とあるのは「純資産額（評価利益額（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十三条第二項ノ評価換ニ因ル利益ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル利益相当額ノ合計額ヨリ同条第二項ノ評価換ニ因ル損失ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル損失相当額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ謂フ）ガアルトキハ之ヲ控除シタル額）」と、商法第二百十条ノ四第二項、第二百十二条ノ二第六項及び第二百九十三条ノ五第五項中「同項ノ合計額」とあるのは「第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額」とする。

（⑤　削除）

（改正前）

第五十六条　証券会社は、特定取引（証券会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引　その他総理府令・大蔵省令で定める取引をいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、内閣総理大臣の認可を受けて、総理府令・大蔵省令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。

一　有価証券市場における相場　その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二　前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

②　前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他総理府令・大蔵省令で定める財産について、商法第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六までの規定にかかわらず、総理府令・大蔵省令で定めるところにより時価を付さなければならない。

③　第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引のうち総理府令・大蔵省令で定めるもので営業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業年度終了の時において決済したものとみなして、当該営業年度の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失とすることを相当とする額（次項において「利益相当額」又は「損失相当額」という。）は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。

④　第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社において、第二項の評価換えによる利益の額と前項の算定による利益相当額との合計額が第二項の評価換えによる損失の額と前項の算定による損失相当額との合計額を超える場合には、当該証券会社に対する商法第二百四条ノ三ノ二（同法第二百四条ノ五において準用する場合を含む。）、第二百十条ノ二、第二百十条ノ四、第二百十二条ノ二、第二百九十条、第二百九十三条ノ五及び株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条の規定の適用については、これらの規定中「純資産額」とあるのは「純資産額（評価利益額（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十六条第二項ノ評価換ニ因ル利益ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル利益相当額ノ合計額ヨリ同条第二項ノ評価換ニ因ル損失ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル損失相当額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ謂フ）ガアルトキハ之ヲ控除シタル額）」と、商法第二百十条ノ四第二項、第二百十二条ノ二第六項及び第二百九十三条ノ五第五項中「同項ノ合計額」とあるのは「第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額」とする。

⑤　第三十六条第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第五十六条　証券会社は、特定取引（証券会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引その他総理府令・大蔵省令で定める取引をいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、内閣総理大臣の認可を受けて、総理府令・大蔵省令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。

一　有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二　前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

②　前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他総理府令・大蔵省令で定める財産について、商法第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六までの規定にかかわらず、総理府令・大蔵省令で定めるところにより時価を付さなければならない。

③　第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引のうち総理府令・大蔵省令で定めるもので営業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業年度終了の時において決済したものとみなして、当該営業年度の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失とすることを相当とする額（次項において「利益相当額」又は「損失相当額」という。）は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。

④　第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社において、第二項の評価換えによる利益の額と前項の算定による利益相当額との合計額が第二項の評価換えによる損失の額と前項の算定による損失相当額との合計額を超える場合には、当該証券会社に対する商法第二百四条ノ三ノ二（同法第二百四条ノ五において準用する場合を含む。）、第二百十条ノ二、第二百十条ノ四、第二百十二条ノ二、第二百九十条、第二百九十三条ノ五及び株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条の規定の適用については、これらの規定中「純資産額」とあるのは「純資産額（評価利益額（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十六条第二項ノ評価換ニ因ル利益ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル利益相当額ノ合計額ヨリ同条第二項ノ評価換ニ因ル損失ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル損失相当額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ謂フ）ガアルトキハ之ヲ控除シタル額）」と、商法第二百十条ノ四第二項、第二百十二条ノ二第六項及び第二百九十三条ノ五第五項中「同項ノ合計額」とあるのは「第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額」とする。

⑤　第三十六条第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

（改正前）

第五十六条の二　証券会社は、特定取引（証券会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引その他大蔵省令で定める取引をいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、大蔵大臣の認可を受けて、大蔵省令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。

一　有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二　前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

②　前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他総理府令・大蔵省令で定める財産について、商法第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六までの規定にかかわらず、大蔵省令で定めるところにより時価を付さなければならない。

③　第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引のうち大蔵省令で定めるもので営業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業年度終了の時において決済したものとみなして、当該営業年度の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失とすることを相当とする額（次項において「利益相当額」又は「損失相当額」という。）は、大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。

④　第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社において、第二項の評価換えによる利益の額と前項の算定による利益相当額との合計額が第二項の評価換えによる損失の額と前項の算定による損失相当額との合計額を超える場合には、当該証券会社に対する商法第二百四条ノ三ノ二（同法第二百四条ノ五において準用する場合を含む。）、第二百十条ノ二、第二百十条ノ四、第二百十二条ノ二、第二百九十条、第二百九十三条ノ五及び株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条の規定の適用については、これらの規定中「純資産額」とあるのは「純資産額（評価利益額（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十六条の二第二項ノ評価換ニ因ル利益ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル利益相当額ノ合計額ヨリ同条第二項ノ評価換ニ因ル損失ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル損失相当額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ謂フ）ガアルトキハ之ヲ控除シタル額）」と、商法第二百十条ノ四第二項、第二百十二条ノ二第六項及び第二百九十三条ノ五第五項中「同項ノ合計額」とあるのは「第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額」とする。

⑤　第三十六条第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】

（改正後）

④　第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社において、第二項の評価換えによる利益の額と前項の算定による利益相当額との合計額が第二項の評価換えによる損失の額と前項の算定による損失相当額との合計額を超える場合には、当該証券会社に対する商法第二百四条ノ三ノ二（同法第二百四条ノ五において準用する場合を含む。）、第二百十条ノ二、第二百十条ノ四、第二百十二条ノ二、第二百九十条、第二百九十三条ノ五及び株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三条の規定の適用については、これらの規定中「純資産額」とあるのは「純資産額（評価利益額（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十六条の二第二項ノ評価換ニ因ル利益ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル利益相当額ノ合計額ヨリ同条第二項ノ評価換ニ因ル損失ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル損失相当額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ謂フ）ガアルトキハ之ヲ控除シタル額）」と、商法第二百十条ノ四第二項、第二百十二条ノ二第六項及び第二百九十三条ノ五第五項中「同項ノ合計額」とあるのは「第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額」とする。

（改正前）

④　第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社において、第二項の評価換えによる利益の額と前項の算定による利益相当額との合計額が第二項の評価換えによる損失の額と前項の算定による損失相当額との合計額を超える場合には、当該証券会社に対する商法第二百四条ノ三ノ二（同法第二百四条ノ五において準用する場合を含む。）、第二百十条ノ二、第二百十条ノ四、第二百十二条ノ二、第二百九十条及び第二百九十三条ノ五の規定の適用については、これらの規定中「純資産額」とあるのは「純資産額（評価利益額（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十六条の二第二項ノ評価換ニ因ル利益ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル利益相当額ノ合計額ヨリ同条第二項ノ評価換ニ因ル損失ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル損失相当額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ謂フ）ガアルトキハ之ヲ控除シタル額）」と、同法第二百十条ノ四第二項、第二百十二条ノ二第六項及び第二百九十三条ノ五第五項中「同項ノ合計額」とあるのは「第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額」とする。

【平成8年6月21日 法律第94号】

（改正後）

第五十六条の二　証券会社は、特定取引（証券会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引その他大蔵省令で定める取引をいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、大蔵大臣の認可を受けて、大蔵省令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。

一　有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二　前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

②　前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他大蔵省令で定める財産について、商法第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六までの規定にかかわらず、大蔵省令で定めるところにより時価を付さなければならない。

③　第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引のうち大蔵省令で定めるもので営業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業年度終了の時において決済したものとみなして、当該営業年度の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失とすることを相当とする額（次項において「利益相当額」又は「損失相当額」という。）は、大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。

④　第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社において、第二項の評価換えによる利益の額と前項の算定による利益相当額との合計額が第二項の評価換えによる損失の額と前項の算定による損失相当額との合計額を超える場合には、当該証券会社に対する商法第二百四条ノ三ノ二（同法第二百四条ノ五において準用する場合を含む。）、第二百十条ノ二、第二百十条ノ四、第二百十二条ノ二、第二百九十条及び第二百九十三条ノ五の規定の適用については、これらの規定中「純資産額」とあるのは「純資産額（評価利益額（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十六条の二第二項ノ評価換ニ因ル利益ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル利益相当額ノ合計額ヨリ同条第二項ノ評価換ニ因ル損失ノ額及同条第三項ノ算定ニ因ル損失相当額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ謂フ）ガアルトキハ之ヲ控除シタル額）」と、同法第二百十条ノ四第二項、第二百十二条ノ二第六項及び第二百九十三条ノ五第五項中「同項ノ合計額」とあるのは「第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額」とする。

⑤　第三十六条第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

（改正前）

（新設）